

『庄内地方米作農村調査』の問題点

大場 正巳

一、昭和一二年刊『庄内地方米作農村調査』（以下『調査』と略称）は、積雪地方農村経済調査所による庄内地方中核米作一〇カ村、約三千戸の農家（地主を含む）について、昭和一〇米穀年度（自昭和一〇・一一・一至昭和一一・一〇・三一）の事実に基づき、米生産と流通構造に関する調査であり、東京帝國大学農学部農政学研究室『庄内田所の農業、農村及び生活』（昭和一一年四月、岩波書店刊）とともに、戦前の庄内農村を究めるうえでの、数少ない貴重な調査報告である。

ところで改革後、東北地方米生産力の急速な発展のなかで、その先端をゆくことされる庄内農業はフット・ライトをあげ、この『調査』結果を利用した、庄内農業展開についての研究、分

析が広範に進められている。

例えば、山田盛太郎氏著『日本農業生産力構造』（一九六〇年一月）における「日本農業生産力段階と地主的土地所有の構成」のなかの分析、「日本最大地主＝本問家の基礎地盤として、安定的農業の標本的地帯と目せられる」、「典型的、庄内農業の構成〔本問家の基礎地盤〕」表（同書七四頁。第五表 I III c A 表。なお、B 表は新潟県蒲原農業における「〔A 地主王国ⅤⅡ階級分裂の本場〕における地主の生滅〔市鹿塚をめぐる地主群像〕」表）はこの『調査』に基づくものである。

ここでは同表を掲げるにかえて、同表から抽出された著者の、「庄内農業の性格規定についての若干の註釈——」を示しておく。

「A 表の庄内一〇村中には、飽海郡平田村（本問家の所有地が全部で一五二町歩―昭和二年）及び東田川郡広野村（同二〇四町歩―同二〇年）が含まれている。前者には、なお、村内に五〇町歩地主四名（大正一三年）を数え、それは地主自作型のもの。後者は著しく自小作型のもの。以上の二型は、庄内農業の構成を貫く主調である点が注意される。今、表（A）について、その数字を検するに、

(1) 総数のところで、米の把握量で圧倒的比重をもつものは、自小作（五六・三％）と地主自作（二三・七％）と、

兩者で八〇%を占め、また販売米の点で、それぞれ四二・八―二四・一%と兩者で約六七%に当る。これによつて、一方、地主が農業生産にまで根を下した根強さを示し、他方、自小作農が米販売で主力を構成し地主と共通の利害に立つ点が明らかとなる（山居倉庫の役割）。

(2) 一戸平均のところで、米の把握量が總平均以上を測する線を吟味するに、自作では二町耕作以上、自小作では三町耕作以上（その数は六七八戸）、小作では四町耕作以上のところに当る。今、その線上の農家数と地主・地主自作と加えれば九九三戸で、總農家戸数の三三・四%、即ち正に、三分の一に当り、それらの販売米は七五、三一九石で全販売米の七五・七%、即ち四分の三に当る。この「三分の一」農家が安定層を構成する。

以上の二点は、庄内農業に対して、安定的・整合的な性質を附与するのである。」と。

また、同調査は、岸英次氏「庄内平野における旧大規模経営をめぐる若干の問題」『農業総合研究』第一五巻第一号、昭和三六年一月）において、「改革後の富農層形成の母体と考えられる旧大規模経営の性格、存立条件等」を検出するに用いられ、農林省農業改良局『山形県庄内平野における農業構造——実態調査の分析——』（昭和二六年一〇月一五日）では、戦前

戦後の階層別米商品化状況の変化はこれによつて検討された。

二、ところでこの『調査』結果は、はたしてこうした分析に耐えるものであろうか。積雪地方農村経済調査所の資料の一部は農業総合研究所積雪地方支所にひきつがれ、庄内地方米作農村調査についても、原の個表に当つてこれを検討することができ。

諸制約のもとで、その全戸、全調査項目についての再集計結果をみることは消されないが、とりあえず二村、東田川郡八束里村二〇九戸、飽海郡北平田村三二一戸についての、農村階級階層構成、および、先の山田博士の手法による各階層農民の米把握量の問題について考察し、『調査』の各村別集計結果との比較検討のなかつて、その真の姿に迫つてみよう。

具体的検討に入るまえに、予め、同『調査』の調査方法（同書三頁以下）——「調査表」とその「説明」および「調査組織」について摘記し、この調査のもつ問題点ないし限界性について述べておくことが必要であらう。

「調査表」は、調査個表原票を複写したもの（同書三、四頁。ただし、報告書では(一)「耕地」の田、畑欄の「計」欄が削られている）で、その記入要領は、表(一)の「地主・自小作別」欄は「八地主／＼八地主兼自作／＼自作／＼自作

調 査 表

(一)

調 査 区 名	調 査 番 号	地主・自小作別

(二)

耕 地						米	麦	菜種	蔬菜 花卉	緑肥 作物	工芸 作物	桑	果樹	其 ノ 他	計
田			畑												
所有	耕作	計	所有	耕作	計										
畝	畝	畝	畝	畝	畝	畝	畝	畝	畝	畝	畝	畝	畝	畝	畝

(三)

田ノ施肥量	自 給 肥 料				購入肥料
	堆 厩 肥	草 木 灰	人 糞 尿	計	
	貫	貫	貫	貫	円

(四)

家族員数	労働員数	米作ノ為ニ スル臨時雇 総延日数	同上一日平 均労賃（賄 ナン）
人	人	人	銭

(五)

米ノ販売方法					
証 組	業 合	個 人	農 会	其 ノ 他	計
ヶ	ヶ	ヶ	ヶ	ヶ	ヶ

(六)

米 ノ 受 入							米 の 払 出							出均 反小 当作 平料
生 産 高	受小 作 人料	開 入 料	入 高	前 年 比 較	其 ノ 他	合 計	自 家 消費 ノ 高	納 小 作 人料	販 売 高	次 年 繰 上 高	其 ノ 他	合 計	計	
斗	斗	斗	斗	斗	斗	斗	斗	斗	斗	斗	斗	斗	斗	

兼小作√ハ小作√の各区分に従って記載する。」とあつて、ここには具体的な分類基準の規定はない。

この調査の組織は、当該村の「村農会或は青年学校」に勤務する人に委託され、更に「村内を字、行政区、統計調査区、農事実行組の区域等に依つて数個の調査区に区分しその区長、統計調査員、農事実行組合長、或は青年学校生徒の中適当な者を調査実地担当者とし」、とあるように、専門的調査員によつたものではない。

したがつて、先の記入要領のみであれば、農会による當時の「農事調査」の自小作別分類と同様に「地方の一般的通念に従つて分類され」（加用信文監修『日本農業基礎統計』一三九頁、注⑤）、それなりの意味をもつたであろうが、「調査受託者」は調査企画者の趣旨にしたがつて「(1)調査実地担当者……(2)調査趣旨の徹底 (3)実地調査の指導」等をおこなつたことによつて、むしろその概念に混乱をきたした、と思われるふしがある。

例えば八栄里村「調査区 3」「調査番号14」農家（以下アラビア数字は同上）は一三畝を貸付け、九畝を自作して「地主」と区分され、2—12農家は七八三畝を貸付け、四〇畝を自作して「地主兼自作」と分類されている。

更にひどい混乱は次の場合である。

9—20農家は六三八畝を所有し、うち三二七畝を貸付け、三一畝を自作するとともに九〇畝を小作する、というような場合である。これらの多くは「自小作」に分類され、その地主的側面については全く捨象されてしまつた——もちろん、この調査に限らず農事調査でもほぼ同様にとりあつかわれたようであるが——。後にみるように八栄里村ではこうした事例は五〇以上にのぼり、北平田村でも若干数指摘できる。

こうした困難は、表付の「耕地」欄に原因する。そこでは田畑別に「所有」「耕作」「計」とあり、まず第一に、所有と耕作という概念の異なるものの合計が要求され——調査原個表ではこの「計」が記入されていないものが多いが、記入されたもの、例えば広野村では明らかに混乱がある。

一例をあげると同村2—12農家では「田」「所有 二〇〇畝」「耕作 一三〇畝」「計 三三〇畝」とあるが、その受入、納入小作料から推定すると、その「所有 四九一畝」（内訳は自作二〇〇畝、貸付地二九一畝）「耕作 三三〇畝」（内訳は自作地二〇〇畝、小作地一三〇畝）の、後にみる地主自小作農家であるらしい。

これによつて広野村の耕地所有広狭別戸数は次のようにゆがめられた。

調査によ る広野村 山形県統計書 (昭和10年)	総 数	5反	1反	1	3	5	10
	数	5反	1反	3	5	10	50
137戸	66	13	36	19	3	0	0
178	79	21	50	12	12	4	4

ここでは耕地所有総戸数は極端に少なく、しかも所有規模別には全体が小さく示されている。「所有」欄には自作地が、「耕作」欄には小作地が記入された結果であると思われる。

第二に、以上からも明らかなように、上掲表によつては貸付地、小作地面積の調査欄がなく、したがつてまた自作地面積の算出も不可能である。

そこに「所有」と記入されたものは「耕作せると否とに不拘所有田畑総面積」であり、「耕作田畑は所有關係を不問耕作田畑総面積」について記入されたものである（同書六頁。にもかかわらず「計」欄の存在が広野村のような事例をひきおこした）。したがつて先の地主・自作小作分類の混乱は当然のこと、とさえいふことができよう。

こうして現に3—7農家のように、四三畝を所有してその全部を貸付け、四四六畝を小作する農家は一義的に「小作」に分類されている。こうしたケースは一反未満の所有

↓貸付と他方での小作地経営を含めれば五例を数える。
ところで、以上にあげた諸事例での貸付地、自作地、小作地等の面積は、実は筆者が、調査個表(内欄の「受入小作料」「納入小作料」欄の数字を「田、反当平均小作料」で除して得た、いわば推計面積である。

例えば4—5農家では「耕地、田」欄の所有面積三六五畝、耕作面積四九四畝で、米の収支欄には「受入小作料一七四斗」、「納入小作料三三七斗」の記載がある。これから明らかなようにこの農家は単純な自作農家ではなく、その「田、反当平均小作料一〇〇斗」から算出すると、田所有三六五畝の内訳は貸付地一四五畝、自作地二〇畝。他方耕作面積四九四畝の内容は、三三七斗の納入小作料から小作地二八一畝が算定され、したがつて自作地面積は二二三畝とみられよう。——なお、こうした場合「田、反当平均小作料」が受入小作料によるものか納入小作料によるものかも明らかでない。以下での推計では、この両者の平均小作料が等しいものとした。したがつてうえのように所有面積側から算定した自作地面積と耕作面積から算定したそれとの間に七畝歩の差を生み出すなどの結果をみる。しかしこれらの差は概して、近似的であり、諸關係の本質にふれるものではない、と考えられる。この点は後の再集計表を

参照されたい——。

以上の操作によって不完全ながら「調査」の最大欠陥である地主・自小作別分類上の問題を一応除去しようと考えられる。

次に問題となるのは、当時の庄内農村の階級諸関係の一端を示すものであるが、耕作関係で小作零細農としてあらわれ、「地主・自小作」欄に「小作（年雇）」等と記入されたもの——八榮里村の場合のみ——の小作料が反当五斗程度であることである。

これは労働力確保のための、地主ないし富農的階層による年雇（賃労働者）の「土地もち労働者」化であろうが、こうした関係下にある小作農の耕作面積については、上の推計による小作地面積の算定はより不確かなものとなる、ということも予め断っておかなければならない。——なお上述した地主・自小作的関係にない農家、つまり純粋な形の小作農等については、納入小作料からではなく、耕地欄の耕作面積をそのまま小作地面積としたので、こうした危惧は事例的に少ないとみられる。

最後にもう一点。それは畑について小作料の收受欄が設けられていない、ということである。

これは庄内平坦村の場合、畑小作料もまた米納（通常、

反当五斗程度）されたことによる、と思われるが、したがつて、米の収支小作料欄には、この畑小作料をも含んでいるであろう。

ここから先の自小作地面積の算定に幾らかの誤差あらわれようが、全体としての面積が少ないのでこれを無視した。

以上「調査表」を中心に『庄内地方米作農村調査』のもつ問題点を指摘してきた。しかし集計にあたって、以上の諸点が考慮されたならば、それなりに十分分析にたえうるものとなったであろう。だが、その形跡はなく、「調査受託者」が「一括本所（積雪地方農村経済調査所）宛に提出した」そのままで集計された、とみられる。

例えば西田川郡京田村、調査区名「豊田」、調査番号4農家のように「地主・自小作別」欄に「地主兼、自小作」農と記入され、その内容は「所有田一八七畝、耕作田三二二畝、畑耕作一一畝」「受入小作料七六斗、納入小作料一八八斗」と、あるにもかかわらず、この農家は集計では「自小作」農に分類集計されたとみられる。

こうして、『庄内地方米作農村調査』は東西田川両郡下、を中心に、うえに述べてきたような貸付地を一方に所有し、他方に小作地に耕作を依存する農家（以下、地主・自小作等

農家と略称)のかなり広範な存在によって、土地所有、経営耕地の規模別分類による地主、農民層の存在形態の分析には利用しえたとしても、それが地主、自小作等の所有關係にかかわる場合、多くの限定を付さなければならぬであらう。

また、この前者の利用についても広野村のような誤りは除去されなければならぬまい。こうして、この『調査』の再集計がなされない限り、それは改革前比内田所の、厳密な構造分析には耐ええないもの、といわなければならぬであらう。

三、以上をまえおきして、八栄里、北平田二村について『調査』報告と筆者の行なった再集計結果を対比しながら、以下分析を加えよう。

なお、米作農村一〇カ村中、この二村を選んだのには特別の理由はない。全一〇カ村の再集計のまえにあらかじめ『調査』のもつ問題を吟味しようと、調査戸数の少ない八栄里村を、そして後にもみるように、東西田川両郡と飽海郡では農村農民の階層構成を異にするのではないかとみられるところから手許にあった飽海郡の一村、北平田村をこれにあてたにすぎない。なお、これ以前に飽海郡南平田村について若干の検討を試みた

第1表 田畑別所有耕地、耕作耕地面積

(単位 町)

				八 栄 里 村	北 平 田 村
所有耕地面積	計	所自貸	有作	291.0	464.6
			地	103.5	259.4
			地	187.5	205.3
	田	所自貸	有作	276.9	453.8
			地	95.0	253.3
			地	181.9	200.5
耕作耕地面積	計	所自貸	有作	14.1	10.8
			地	8.5	7.0
			地	5.6	3.8
	田	耕自小	作	472.1	732.1
			地	107.1	258.3
			地	365.0	473.8
	畑	耕自小	作	455.2	721.1
			地	98.6	251.6
			地	356.2	469.5
	畑	耕自小	作	16.9	11.0
			地	8.5	7.0
			地	8.3	4.0

注 『調査』個表再集計結果による なお端数四捨五入により合計数の合致しないものがある。

が、ここでは地主兼自作、自作農の比重が極めて高く、うえの北平田、また西平田、中平田村とはその構成を異にする——それ自体一つの問題であるが——、とみられるので、ここではよりその代表性をもつであろう北平田村を選択した、ということもつけ加えておこう。

したがって、以下の検討は試論の域をこえず、『庄内地方米作農村調査』すべてをカバーするものでない、ということもまた断っておかなければならない。

(1) ところで、いわゆる「庄内田所」についての所定の概念はすでに与えられているもの、として、早速再集計結果に基づく分析に入ろう。

『調査』が属人調査であることは、すでに前段からも明らかであろうが、その田畑別の耕地所有、経営耕地についてみると第一表のごとくである。

つまり八栄里村在住者の耕地所有面積は二九一町歩で、その耕作面積は四七二町。同様に北平田村でも四六五町の所有に対し、耕作面積は七三二町と村外地主不在村地主による広範な土地所有がある、ということがまず第一にうかがわれよう。これを調査村における本間家所有地の分布のなかにみると第二表のようである。

第二には、村内耕地所有者の所有地についてみると、八栄里

第2表 『調査』村における本間家所有地の分布

		耕 地 (町)				林 野 (町)		宅 地 (坪)	
		昭和 21 年			大正 14 年	昭和 21 年 大正 14 年		昭和 21 年	大正 14 年
		信成 合資	協保 会社	計					
飽 海 郡	村 村 村	3		3	11	16			
	田 田 田	50	5	55	115			477	490
	中 平 平	82		82	148			895	1,619
	酒 田 市	77		77	48	0	848,433	26,557	
東 田 川 郡	東 平 村		30	30	52			201	610
	八 里 村	51		51	53	1	0	4,092	4,112
	八 野 村	206		206	204	1	3	6,215	6,106
	長 沼 村	36		36	1	2	2		55
西 田 川 郡	八 島 村	12		12	11	0	0	178	178
	栄 郷 村								
	東 京 田	49		49	54	0	0	511	511

注 1. 細貝大次郎「千町歩地主＝本間家の地主経済構造」(『土地制度史学』第3号)。

2. 飽海郡西平田村は酒田市に合併されているので、参考として酒田市の、また、東平田村も『調査』対象村外であるが掲げた。

村ではその六五%が、北平田村でもその四四%が貸付地であり、したがって直接耕作農民にとって、その耕作経営は二重に地主小作関係のもとにおかれていた、ということができよう。その総体を小作地率で示すと、八榮里村では七七%、北平田村では六五%の高さを示す。

第三に、これは自然的、歴史的條件——これについては、後の第八表参照——にかかわる結果であるが、畑地率が八榮里村では四・八%、北平田村では二・三%と低い。しかもなおそのうえに、水田ほどではないがその小作地率は前者が五〇%、後者でも四〇%を占めている。この点は、前掲第二表のように、本間家の土地所有が宅地にまで及んでいたことと共に重視されなければならないであろう。

田所での畑利用が自給畑としてのものであり、それさえも小作地に依存しているという事実、あるいはまた零細小作農層の多くが、畑の不耕作農家でもあるからである。この後者については屋敷畑等が考えうるとしてもそれには限界があり、地主自作層などへの零細農層の生活依存の問題がここに生ずるのではないかと考えられるからである。

《ノート》 『庄内地方米作農村調査』の問題点

第3表 地主・自作小作別農家戸数

——『調査』八榮里村、北平田村ととの対比—— (単位 戸)

		地主	地主兼自作	自作	自作小	小作	計
八榮里村	『調査』戸数	531	7	5	69	123	209
	地主	3					3
	地主自作	1	5	2			8
	地主自作小	1	2	3			18
	地主自作小				12		32
	地主自作小				31	1	5
	地主自作小				1	4	2
	地主自作小				2		16
	地主自作小				15	1	125
	地主自作小				8	117	321
北平田村	『調査』戸数	431	13	6	180	118	3
	地主	3					12
	地主自作	1	10	1			6
	地主自作小		3				10
	地主自作小			5			36
	地主自作小				3		36
	地主自作小				5		92
	地主自作小				36		92
	地主自作小				92		162
	地主自作小				44	118	

注1. 『調査』戸数とは『庄内地方米作農村調査』の「所有耕地、配分集計表」村別に示された地主・自作小作別分類戸数である

2. 再集計戸数は個表再集計による なおここでの地主・自作小作分類は本文参照

3. 八榮里村では「自作農」に該当数農家は1戸もみいだせない、念のため

以上の所有耕地、経営耕地は八柴里村二〇九戸、北平田村三二一戸の地主、農家によって所有され、耕作されていた。これを『調査』と再集計結果によって示すと第三表のごとくである。『調査』による地主・自小作分類が一定の基準に基づくものでなかったことは前述した。ところで再集計において用いる地主という用語は概念化されたものではなく「貸付地をもつものすべて」を、その面積の広狭にかかわらず地主とした。したがって、この『調査』の面積単位が「畝」であることから、極端には一畝歩の貸付地をもつものもまた地主とした。その意味で地主は「地主」である。

それは概念からではなく事実から出発しよう、という考え方によるものであり、例えば土地利用のあり方、立地的に制約をもつ苗代一畝歩の所有関係が、地主的土地所有の支配的なものでいかなる役割を果たすか——積雪地方農村経済調査所『満洲農業移民母村経済実態調査——山形県東田川郡大和村——』（昭和一六年二月。以下『大和村調査』では、その苗代の反当小作料の最高が二・四石（昭和一〇年、同村の平均米反収二・四五六石）に及ぶ——にかかわり、また後にみるように、一定の諸関係のもとでは、一反歩の耕地の賃借が農業労働者（Ⅱ年雇）を小作農として現出させているからである。

こうした考え方のもとでは、自小作分類も以上の「地主」分

類に対応させるべきであろうが、ここでは昭和一六年以降の自作、自小作、自自作、小作の四区分法にしたがった。それが通念化しており、逆の意味での混乱を招くことを恐れたからである。

また「農家」概念については、それが一反歩未満の農家であれ調査が対象としたものすべてを再集計の対象としたことはいうまでもない。

以上の再区分では調査で示しえなかった「地主自小作」「地主自自作」「地主小作」の新しい概念の導入を必要とした。

これについては先に事例をあげて説明したので深くふれる必要はない。ただそれを要約すると、所有耕地のうち一定面積を自作し、他を貸付けて小作料を取収し、経営耕地については耕作地の一定面積は自作地であり、他は借受地で小作料を納入するというもの——ここで地主自小作、地主自自作の自小作、自作区分は四区分法のそれによる——と、所有耕地の大部分を貸付け、耕作耕地の大部分を借受けて耕作する、というものである。

しかし、庄内田所における、こうした事実の指摘は新しいものではない。前掲『庄内田所の農業、農村及び生活』（四三頁以下、以下『田所調査』）でもすでに次のように述べている。

西田川郡東郷村三四五農家中、自作兼小作農家五五%、小作

農三四%で、多かれ少なかれ小作地に依存する農家は九〇%に達する。この理由は第一に、土地所有配分關係の偏在であるが、第二に、耕地所有權の移動の少ない大地主の土地では、小作料が比較的低率であつて増歩も大きく、土地もまた肥沃である。

このことによつて大地主地の小作經營は相對的に有利で「自己の耕地の一部若しくは大部分は之を他人に貸与する一方に於て、自己の經營地は新たに他より借入れて小作をなす所謂自作兼小作農の存在する事實にもよる」と述べ「現に中には相當大きな地主にして尚且つ自作兼小作をなすものすらある」と。ここで「自作兼小作」農は、先のように地主自作農等と呼ばれるべきものであらう。

こうした事實が古く、すでに指摘されながら、庄内農業について多くの調査研究はこれを適確に把握しなかつたし、『調査』でも、直接調査担当者がその事實をあげているにもかかわらず、それを問題意識にのぼせることがなかつた。

『調査』によれば——前述のように調査表の制約から概數的なものとしてしか把握されないものであるが——、うへの地主自作小作等の關係のもとにある農家は當時、一定の地域性をもつて存在したのではないかとみられる。

すなわち飽海郡では、上掲北平田村のようにこの關係を保持する農家は六戸で、調査戸數のわずか一・九%、南平田村では

一六戸、同じく三・三%と少なく、中平田村では三二戸、八・三%とやや多い。——なお東平田村の調査個表は所在不明。

これに對して東田川郡では八柴里村のように五五戸、調査農家の二六・三%、広野村六六戸、二五%と高い比率を占める村があり、長沼、八柴島村のように、うへの二村に隣接しながらも三戸、五戸等しか検出することのできない村もある。

また西田川郡では京田村が地主自作農家が三〇戸で一三%を占め、東郷村（『田所調査』の東郷村）では二八戸、六%と少ない。

『調査』個表から見出せる限りでは以上であるが、この限りでも飽海郡の四村では地主自作農的關係下にある農家戸數割合は低く、東田川郡の村が最も多く、ついで西田川郡の村が多い、ということが一応はいえよう。

もっとも西田川郡の東郷村の場合、『田所調査』の指摘した広範な地主自作農等の存在が、果して六%程度のものでしかなかったのか若干疑問がなくもない。『調査』個表広野村の場合、うへの關係保持農家の調査票記入にあたつて、小作米受入量が前掲調査表の「生産高」欄に一括記入され、後に「受入小作料」欄に修正分割記入がなされている事實もみられる。

このことは、長沼、八柴島村の地主自作農等の比率がきわめて少ない、という点についても疑問をいだかせる。

ともあれ、以上から、飽海郡と東西田川の両郡では農民階層構成上に一つの差異をもつ、ということが指摘されるのではなからうか。しかし『田所調査』が指摘した大地主地において、地主自小作の關係保持農家が一般的であるかの見解は必ずしも當をえたものとはいえない。大地主本農家の土地所有拠点はむしろ平田郷を中心としていたからである。

以上による再集計結果は、当然のことながら農村階級階層構成に大きな変化をもたらす。

八栄里村では、單純に「自小作」農とされた農家六九戸のうち四四戸が「地主」の側に移行して、純粹の自小作農はわずかに二戸となり、全村的な農村階級構成は「地主」層対小作農層に二分割される。『調査』での「自小作」農層の広範な進出、かなり再吟味を要するものであることが明らかであろう。

他方北平田村では、「地主兼自作」農一三戸中三戸が地主自小作農への移行をみる、総農家戸数の五六%を占めるとされた「自小作」農層は、一部地主自小作、自作層へ移行するといふものの、その大部分は小自作農ないし小作農へと移行し、八栄里村以上に小作の色彩を強める。つまり北平田村の「自小作」農層は、小作の比重の高い農家によって占められていた、ということである。

(2) では次に、以上の地主・自小作別区分に示された農家の、

土地所有、經營耕作面積の実態を第四表にあげよう。

ここでのさしあたりの関心は、一戸当りの貸付面積、經營耕地の自小作別にむけられる。

これを上掲表にみると、八栄里、北平田村ともに、地主としたものは中農下層の規模の土地所有であり、在村地主層の中核をなすものはむしろ地主自作層である、といえる。

すなわち両村ともに地主自作層が耕地の五割弱を所有し、その九割弱を貸付け、その一戸当り貸付面積は一五町に及んでゐる。

これに対して、地主自小作・小自作層等の一戸平均貸付面積は格段に小さい。当然のことながらその貸付地面積は借入地、つまり小作面積とはほぼ等しいか、または小作地面積よりも小さい面積の貸付地所有者である。にもかかわらず、これら地主自小作農層の經營耕地面積一戸平均が、他の自作以下の農民層あるいは地主自作層を抜いて大きい、という点、ここにこれらの層を抽出し、問題にすべき意味があると考えられる。

つまり貸付地を所有しうる農家においてはじめて小作地經營の拡大が可能とされ、しかも「有利」な小作地經營の發展がなされた。あるいはその逆の場合にも、「自作農よりも經濟上、社会上何れよりするも高き地位にある農家」(前掲『田所調査』四四頁)の故にであつた、と。こうした農家とはいかなる農家

第4表 地主・自作別耕地所有、耕作状況

		耕 地 所 有			經 営 耕 地			1 戸 当 り		
		面 積 (町)			面 積 (町)			經營耕地面積 (反)		
		貸付地	自作地	計	貸付地	自作地	計	貸付地	自作地	計
戸 数	面 積 (町)	戸 数	面 積 (町)	計	戸 数	面 積 (町)	計	面 積 (反)	自作地	計
八 束 里 村	地主	3	6.5	6.5	8	16.1	16.1	21.7	20.1	20.1
	主自作	8	125.7	141.8	18	42.8	60.4	157.1	23.8	33.5
	主自作	18	34.4	40.7	32	31.4	91.7	19.1	9.7	38.5
	主自作	32	19.9	30.0	5	0.3	123.1	6.2	28.7	38.5
	主自作	5	1.0	0.3	2	4.6	21.1	0.6	42.2	42.8
	主自作	2	4.6	4.6	5	3.4	8.1	17.2	40.3	40.3
	主自作	16	9.6	9.6	16	31.7	41.3	6.0	19.8	25.8
	主自作	28	2.3	2.3	125	199.5	201.8	0.2	16.0	16.2
	主自作	112	187.5	291.0	206	107.1	472.1	16.7	17.7	22.9
	計									
北 平 田 村	地主	3	5.7	5.7	12	27.7	27.7	19.0	23.1	23.1
	主自作	12	187.8	215.5	6	20.6	28.0	156.5	12.3	46.6
	主自作	6	11.7	33.6	10	37.0	38.0	34.3	1.0	38.0
	主自作	10	37.0	37.0	36	90.2	134.4	37.0	12.2	37.3
	主自作	36	90.2	90.2	92	205.7	285.6	25.1	22.4	31.1
	主自作	44	79.6	79.6	162	3.0	215.8	8.7	13.3	13.5
	主自作	42	3.0	3.0	321	258.3	732.1	0.2	14.8	14.8
	主自作	204	205.3	464.6				10.1		22.8
	主自作		259.4							
	計									

注1. 『調査』調査再集計結果による。

2. 所有耕地、経営耕地面積の自作地面積は、本来等しかるべきでだが、本文で述べたように、受取、納入小作料からの推定によるものがあるので、地主自作、地主小自作で差異が出た。また端数四捨五入による差異もある。

であつたのであろうか。

八榮里村ではこうした農家が五五戸、総農家戸数の二七％を占め、北平田村でも六戸を見出すことができる。

うえのように経営耕地面積を指標とすれば、地主自作の諸層について自作、自作と土地所有のあり方にはば比例して大きく、次いで先の地主自作層であり、この層は平均的にみる限りかなり強い寄生化傾向を示している。

しかし、寄生化を強めているといってもそれは平均耕作面積にはば近く、小作農層の平均経営耕作面積をなおはるかに抜くものであり、小作農層の経営未展開——平均的にはあるが、小自作農層の経営耕地面積に対してさへ格段の差をみる——と合わせてやはり、庄内農業発展の一応の限界を示すものではないかろうか。

以下、これを土地所有、経営耕作面積の規模別戸数の存在形態のなかに布衍してみよう。

まず地主・自作別耕地所有規模別戸数を第五表A、Bとして示そう。表Aは「調査」報告書の八榮里、北平田村集計表によるもので、この両村の対比によれば、先に山田博士が「庄内農業を貫く主調」とされた飽海郡の「地主自作型」と東田川郡の「自作小作型」の二型をみることできよう——前に述べたように飽海郡の田所を代表しえないのではないかととして、ここで

の検討の対象からはずした南平田村では、私の地主・自作区分でも地主自作農層が六四戸、同村総農家戸数の一三％、所有耕地の実に五四％を占め、より強く飽海郡のそれを「地主自作型」にうち出している——。

しかし表Bによれば、先の第三表からも明らかなように八榮里村の場合、自作農層が広範に「地主」層に移行することによって、北平田村以上に地主自作層等貸付地を所有する層へと耕地の所有は集中し、自作以下の農民層の耕地所有はわずかに五・七％にすぎない。

他方「地主自作型」のものとされた北平田村においても、確かに地主自作農層が総所有耕地面積の過半を占めてはいる。しかしここでは八榮里村とは異なつて自作、自作農層を中心にその所有耕地は三八％、自作農層を含めれば四五％に達する。以上「自作小作型」とされた地域において「地主」層がより強大であり、「地主自作型」の地域において自作農層の一定の進出をみていることがわかる。さらにこの事実を耕地所有規模と経営耕地規模との対比、関連のなかに探ってみよう。後者については第六表参照。

まず視点を地主自作層にしばって、具体的に、個々の農家にならべてみると次のようである。

北平田村在村最大地主14——28農家の所有耕地は一四七町、そ

第5表A 地主・自小作別、耕地所有規模別戸数と面積

——『調査』村別「耕地の配分集計表」——

(単位：戸)

	無所有 未	5反 未	5反～ 1町	1～2	2～3	3～4	4～5	5～10	10～20	20 以	計	所有耕地面 積 実数割 (町) (%)
八柴里村	地主 自小 計 所有耕地 面積 (%)	兼 小 計 実数 (町) (%)	主 作 作 作 作	3	1	1	2	2	2	1	5	74.6
				1	14	5	2	1	1	1	7	77.4
				18	7	1	4	4	3	2	5	29.6
				19	8	6	7	7	14	93.3	69	107.3
北平田村	地主 自小 計 所有耕地 面積 (%)	兼 小 計 実数 (町) (%)	主 作 作 作 作	2.4	20.9	19.2	47.2	16.2	41.2	32.1	209	2.0
				6.9	7.1	6.6	4	5	3	2	4	291.0
				13.8	20.6	19.2	47.2	16.2	41.2	32.1	4	15.8
				4.7	7.1	6.6	4	5	3	2	13	222.6
北平田村	地主 自小 計 所有耕地 面積 (%)	兼 小 計 実数 (町) (%)	主 作 作 作 作	1	1	1	2	1	2	1	6	24.5
				1	1	1	4	1	3	1	180	204.4
				25	17	16	4	5	3	1	118	457.4
				26	18	18	10	6	34.3	146.9	321	100.0

注. 『調査』報告書34, 38頁による。

おんい。

の耕作面積は七反。これはいわゆる寄生地主型自作客細型の典型ともみられるものであり、また一〇～二〇町所有農家三戸の耕作面積も五反未満で、うえと同じ型のもの、ということがで

しかし五～一〇町所有農家については、五・八町を所有し二反を耕作する寄生地主型の二戸を除いて、他の三戸は六・一町

第5表 B 地主・自作別、耕地所有規模別戸数と面積

——再集計結果八梁里村、北平田村——

(単位、戸)

	無所有	5反未満	5反～1町	1～2	2～3	3～4	4～5	5～10	10～20	20町以上	計	所有耕地面積	
												面積(町)	割合(%)
八梁里村	地主	5	2	2	1	4	3	3	2	2	3	6.5	2.2
	地主	4	10	3	2	2	1	3	1	8	18	141.8	25.8
	地主	5	1	10	3	4	3	1		32	32	49.9	17.1
	地主	8	6	2	2					5	2	1.3	0.5
	地主	28	19	18	8	6	4	7	3	16	16	4.6	1.6
	地主	45	13.8	27.9	20.9	20.6	19.2	47.2	41.2	125	125	9.6	3.3
	地主	97	4.7	9.6	7.2	7.1	6.6	16.2	14.1	209	209	2.3	0.8
	地主	2.4										291.0	100.0
	地主		1	1	1	1	2	4	2	3	3	5.7	1.2
	地主		2	4	2	2	2	1	1	12	12	215.5	46.4
北平田村	地主	1	2	4	1	1	2	4	2	1	6	33.6	7.2
	地主	2	22	41	15	11	4	1		10	36	37.0	8.0
	地主	28	2	4	2	2	2	1		92	92	30.2	19.4
	地主	75	25	47	19	17	10	6	3	162	162	79.6	17.2
	地主	130	17.0	63.2	45.5	59.3	46.1	39.3	34.3	321	321	3.0	0.6
	地主	2.8	3.7	13.6	9.8	12.8	9.9	8.4	7.4	464	464	6	100.0
	地主												
	地主												
	地主												
	地主												

注：『調査』個表再集計結果による

六・八町、八・五町を所有し、経営面積は四・九町、五・六町、五・五町と大規模であり、第六表の四・五町経営の二戸——その所有耕地は四・六町、四・九町、経営耕地面積四町、四・三町——とともに自作地主の典型を構成している。

以上の二者——寄生地主型自作零細農、自作地主を自作地主層の両極として、この間に小規模所有の零細耕作——一・六町所有、二反耕作、三町所有、六反耕作等——が介在する。

同様な傾向は、八柴里村についてもみることかできる。

八柴里村の二〇町歩以上所有農家二戸は、六七町を所有して二反を自営し、二六町を所有して一・二町を耕作する農家であり、一〇・二〇町所有二農家のうち一戸は、耕作面積八反で強い寄生化傾向をもつのに対し、他の一戸は一・二・四町を所有してなお三・六町を耕作している。

さらに五・一〇町所有農家三戸は、それぞれ九・五町、八・二町、六町所有で、その耕作面積は二・六町、四反、四町で、北平田村の五・一〇町所有農家が、村落でのトップクラスの経営規模をもったのに対し、ここでは第四表からも明らかなように地主自小作層等にその地位を譲っている。

つまり八柴里村の地主自作農は北平田村との対比では、やや寄生化傾向を強めている、といえよう——但しこれは地主自作層についていえることで、地主自小作等を含む「地主」層ない

しは全村構成については前と矛盾するものではない。
次に、この地主自小作層等をまずおいて自小作層以下についてみるとどうか。

八柴里村では自小作、自小作農の進出は弱く——自作農層をどう位置づけるかは問題としても、ここでは自作農は一戸も存在しない——、むしろ小作大農層が一定の展開を示している。これに対して北平田村での農民層の主軸をなすものは自小作層であり、自小作大農層の進出も顕著である。

しかし、両村ともに小作零細農が総農家戸数の二五%、二二%と広範に存在しており、先の地主自作農はもちろん八柴里村の小作大農層、北平田村の自小作、自小作大農層といえども、こうした小作零細農をその存立基盤としていたものとみられる——前掲『大和村調査』（四四、四六頁）によれば、昭和四四年五町以上一五戸の農家に九人の年雇が、四・五町四四戸に対し五〇人が、三・四町七〇戸に対し四六人の年雇が導入されており、また昭和十一年、大和村で「主として日傭をなすもの」一〇二人、「兼業として日傭をなすもの」二五二人を数えた。これら年雇、日傭の主要な供給源が、うえにみた小作零細農層であったことはいうまでもあるまい。

こうした点に、庄内農業、あるいは東北農業が、西南地方農業の展開と様相を違える一つの要因を見出すことができると考

第6表 経営耕地規模別農家戸数と面積

	不耕作	5反 未満	5反~ 1町	1~2	2~3	3~4	4~5	5~6	6~7	計	(単位・戸)	
											経営耕地面積 実数(町)	割合(%)
八柴里村	3	2	1	1	1	2	1	2		3	16.1	3.4
		2			2	7	4	4	2	18	60.4	12.8
			1				9	2		32	123.1	26.1
							2			5	21.4	4.5
								1		2	8.1	1.7
									1	16	41.3	8.7
									2	125	201.8	42.8
									2	209		
									12.4			
			1.8	4.6	10.4	20.9	30.6	18.8	10.3	2.6		472.2
北平田村	3	28	24	30	23	16	3	9		3	27.7	3.8
		32	29	33	40	41	20	6		12	28.0	3.8
		8.5	21.5	49.1	98.8	145.1	88.2	48.6		6	37.9	5.2
			4.6	10.4	20.9	30.6	18.8	10.3		10	134.4	18.4
										36	285.7	39.0
										92	218.5	29.8
										162		
										321		
											732.2	
											100.0	

えられる。

以上をなお今後究めるべき課題として残しながら、次に八米里村を主として存在する地主自小作、地主自自作農等は、以上の地主自作、自小作層など農民諸層の間にどのように位置づけられ、その存在によつて、この村の階層構成をどう特徴づけるのであらうか。

先の第四表に示したように、地主自小作、地主自自作、地主小作の間には当然のことながら土地所有、経営面積の構成に一定の差異を示す。地主自小作農は一戸平均土地所有面積四・三町、うち二町を貸付け、二・三町を自営するとともに一町を倡受けて小作し、その経営を中農上層ないし大農層的にうち出している——北平田村の地主自小作農は土地所有、自作面積ともにより大きく、経営面積も一戸平均四・五町である。

これに対して地主自小作層の土地所有は一・六町、貸付地六反で、自作地一町に三町の小作地を加えて四町を耕作するが、その最大は六・四町の大規模経営である。

さらに地主小作農層の存在は特異である。その所有耕地はわずかに三反余で、その大部分を貸付け、逆に四・二町を小作し、経営耕地面積は四・三町と、平均耕作面積は八米里村で最大を誇っている。こうした農家は『田所調査』が指摘する「自作兼小作農（ここでの地主自小作の農家層——引用者）の中には事

実自己の土地は猫の額大の小面積に過ぎざる純然たる小作農に近き農家」もあるという、そうした農家であらう。

もっとも、その場合「かかる現象は経営耕地の分散其他よりして、相当規模の有利なる経営をなし得ざる不便ある場合、此等の耕地の關係者間に於て耕地の交換分合をなす代りに、自作小作の形式を以て、農業経営上は交換分合同一効果を齎し、其処にまとまつた耕地の上に有利なる経営を行わんとするに因由することが多い。」（同上四四頁）という解釈がなされているが、必ずしもこれのみでは充分納得しがたい。

かりに交換分合による経営上の利益を追求するというものであれば、そこには当然農業技術上、生産力上の必然性が問題にされなければならないであらうし、水田条件の比較的均一なこの地にあつて、その貸借面積がほぼ相等しいもの多数が存在するとかがなければなるまい。

また以上のように地主自小作農等の存在を指摘した場合、先に同書から引用した、大地主地の小作経営は相対的に有利で、所有耕地の一部または大部分を小作に出し、自己の経営地は新たに他より借入れて耕作をする「自作兼小作農」が多く存在する、という他の要因との關係も問題となる。

この点について、深く立ち入る準備はないが、この『田所調査』が「小作地の転貸及び小作権の売買」（九三頁以下）の項

で、「又、小作は証書面上は禁ぜられてはいるが、裏面に於ては、小作地の需要大なる為、小作地の転賃は事実上相当行われる」——その権利金（「小作金」と呼ばれている）は「通常百刈に付き七十坪内外なれども戦後の好況時代に在つては実に百坪を越え、現在に於ても条件好き田地（普通百刈は一反二畝なれども、場合によつては一反四畝乃至一反六畝にも及ぶものがある。之は多く、売買転々せざる大地主の土地に見得る）に於ては百坪を呼ぶことがある」——、という指摘こそが、これを説明する鍵なのではなからうか。——前掲『大和村調査』においても「小作権の発生はこの村に於ても相当多いのであるが、一般には昭和農業恐慌期に始まると信ぜられている。」といい「単独移住各戸及単独移民に関する調査表」の三九農家中、この地主自小作的農家五戸を数えることができる——。

さらに、これら農家の性格については「自作農よりも経済上、社会上何れよりも高き地位にある農家」という場合、それはいわゆる農民層の上向、零細農の経営発展途上にある農家としてよりも、むしろその系譜は、地主自作等土地所有、経営上一定の地位にあつたものの落層過程において、この（地主自小作的等の）地位にふみとどまつたもの、と解することの方がより自然的ではなからうか。——例えば塙遼一『庄内平野における富農層形成をめぐる諸問題』『補足一』でも、北平田村

斎藤家が明治末には四町の自作農で、その後小自作、自小作の経路をたどることを指摘しているし、わたくしの本橋村T部落調査でも大正八年三・七町を耕作したG家が、大正末昭和初期の不況のなかで三町を手離し、七反自作、三町小作の小自作農に転じ、M家の場合も二町の自作農から三町の小作農に転じている事例がみられる——。

これが先の小作権の存在と結びついたとき、当然のことながらそこに特異の地主自小作的存在が生まれる、といえよう。

もっとも以上は多く類推であり、さらにこうした問題を説明した後に、部落におけるこの階層の位置づけ、またそれが八栄里村の階層構成を特色づける点に入るべきであろうが、ここではこれ以上立ち入ることができない。したがってこれを他の面から、先の第五表B、第六表の階層別農民層の存在形態のなから探らなければならない。

まず第五表の八栄里村によると地主自小作等の所有耕地は地主自作層につぐものであり、所有耕地の四三%を占めている。しかも他方その耕作面積は四戸の零細農家を除けばいずれも二町以上、最大は六・七町を耕作し、平均的にも個別的にも地主自作層ないし小作層を抜いている。まさに『田所調査』が指摘するところのものである。

しかしその構成は複雑であるので、幾つかの事例をあげてみ

ると、地主自小作農として最大の土地所有者である9—8農家は所有地一八・四町、耕作七・五反、内小作二反の寄生地主型自作零細農であり、逆に五反未満所有の1—5農家は万・九反を所有し、一・九反耕作、うち三畝を小作する農家で、代代などを他に依存するであろうか。

これらに対して、この層を代表するものは地主自小作では8—4農家のように、五・三町を所有、うち四・一町を自作し、一・六町を小作地に依存するものであり、地主自小作層では、5—34農家の三・三町を所有し二・三町を自作するとともに、三・七町を借受け六町を耕作する農家等であろう。

これらの層が八栄里村の小作地総面積に占める割合は三六・二%、北平田村の自小作、小自作層の五二%にははるかに及ばないとしても、上向を意図する農民層がその展開基盤とすべき土台を大きく横取りするといえる。おそらくはそうした役割をこの層が果たし、自小作、小自作農の展開を抑えているとみられるのである。ここに八栄里村の農家階層の特異性があると考えられる。

それにしてもなお、北平田村にも六戸の地主自小作農家があり、これらが系譜的にも、また村落における具体的地位、役割が明らかにされるならば、さらにこの面の解明が一步前進するが、いかながらここではその準備がない。

《ノート》 『社内地方米作農村調査』の問題点

(3) 以上の土地所有、経営耕地面積による階層構成検討の仕上げの意味において、それぞれの階層の米生産高、把握量、そして販売量について考察しよう（第七表）。

まず自小作、小自作農層の進出の著しい北平田村からみていく。

ここでの「地主」層の米生産高に占める割合は七・二%、把握量二三・五%、販売量二七%。他方農民層の中核をなす自小作、小自作農層の米生産高五七・四%、把握量五〇%、販売量四九%。ほぼ五割の把握量、米販売量をみる北平田村自小作等農民層が「地主と共通の利害に立つ」という、先の山田博士の指摘が一応うけ入れられよう——なお、昭和一〇年全府県平均自小作農の一戸平均米把握量二四・四石、北平田村の一戸当り自小作、小自作農平均米把握量約六二石——。

しかし八栄里村では事態は明らかに異なる。「地主」層の米生産に占める割合は五〇・七%、把握量六四・六%、販売量六八・三%。その一戸当り把握量は九〇石、販売量七〇石。これに接近しうるものは自小作農のわずかに二戸にすぎない。

さらに米把握量が各村の「総平均以上を割する線」——「一定の生産力規模」指標——についてみると、八栄里村では小作農の四町以上四戸、小自作農の三町以上六戸と上述の自小作農二戸、計一二戸、その把握量は七一四石にすぎない。ここでは

第7表 地主・自作別米把握量

(単位:石)

	調査戸数	米 把握 量								1 戸 当 り	
		生産高 (a)	小 作 料 受 入 (b)	支 払 (c)	把握量 a+b-c (d)	自 家 消費 (e)	余 剩 d-e	販 売	把握量	販 売 量	
										販 売 量	
八栗里村	地主	3	335.9	65.5	207.1	1,972.1	27.3	38.2	55.2	21.8	18.4
	地主	8	1,389.8	407.8	1,590.5	1,572.1	150.0	1,822.1	1,762.9	246.5	220.3
	地主	32	2,882.6	240.7	1,090.0	2,033.3	333.2	1,257.3	1,177.3	88.3	65.4
	地主	18	526.2	10.4	256.1	280.5	475.3	1,558.0	1,452.8	63.5	45.4
	地主	5	5,134.5	2,360.6	1,553.2	5,941.9	93.7	186.8	180.6	56.1	36.1
	地主	66	195.5		40.5	155.0	37.0	4,862.4	4,628.8	90.3	70.1
	地主	2	974.0		389.1	584.9	176.3	118.0	110.8	77.5	55.4
	地主	16	974.0		389.1	584.9	176.3	408.6	399.5	36.5	25.0
	地主	125	4,867.9		2,362.0	2,506.8	1,078.8	1,428.0	1,639.8	20.1	13.1
	地主	209	11,171.9	2,360.6	4,344.8	9,188.6	2,571.6	6,817.0	6,778.9	43.9	32.4
北平田村	地主	3	692.6	71.6	88.5	71.6	34.2	37.4	37.4	23.9	12.5
	地主	12	692.6	2,212.1	88.5	2,904.7	150.4	2,754.3	2,698.4	242.1	224.9
	地主	6	692.6	137.4	88.5	744.3	130.0	614.3	616.7	124.1	102.8
	地主	21	1,388.0	2,421.1	88.5	3,720.6	314.6	3,406.0	3,352.5	177.2	159.6
	地主	36	3,518.1		10.9	987.1	175.9	811.2	795.0	98.7	79.5
	地主	92	7,494.5		553.0	2,965.1	523.2	2,441.9	2,308.3	82.4	64.1
	地主	162	5,774.6		2,547.3	4,947.2	1,094.3	3,852.9	3,765.3	53.8	40.9
	地主	321	19,173.2	2,421.1	5,783.3	3,191.0	1,335.6	1,855.4	2,176.9	19.7	13.4
	地主										
	地主										

注 前掲資料による

「地主」層が米把握量、販売量において農民層をはるかに圧倒しきっている。

他方、北平田村では小作農の四町以上三戸、小自作の三町以上五戸、自小作の二町以上三〇戸が、その平均的米把握量四九・三石を超える。その合計戸数八三戸、把握量六、四〇六石は、「地主」層との共通の利害の上に立つことを可能にしよう。以上のように、庄内農業の中核的米作二村において、明らかに二類型ともいえる差異をこの二村にみる。山田博士の庄内農業の「安定的・整合的な特質」は、より深部において再検討されなければならないのではないだろうか。

四、最後に、以上に言及しえなかった二、三の点について補足を加え、問題点を集約して結びにかえよう。

その一は、一反歩の耕地の貸借が農業労働者（Ⅱ年雇）をして小作農として現出させている、という点についてである。八栄里村調査個表の「地主・自小作別」欄に「小作（年雇）」等の括弧書きの、農民の具体的存在を示したものがあつた。これについて若干の数字をあけておこう。

「小作（年雇）」と記されたものは一一戸、その内訳は一反耕作六戸、二反未満三戸、三反未満二戸。またこれに類するものとして「小作（日雇）」二戸がいずれも三反未満を小作し、

「小作（工夫）」一戸、一反耕作、「小作（俵給）」四反耕作二戸、計一六戸が小作農層の底辺を構成する。

これらの上に、おそらく八栄里村の「地主」層が強固な地位を保つことになる。

その二、として「調査」から離れて小作料の問題について若干ふれておこう。庄内地方において小作料問題が一般化し、その引下げが具体化するのはいわゆる「適正小作料」が実施されて以降である。

八栄里の隣村大和村（昭和二年、本問家の所有耕地は四五町）の適正小作料実施に至る経過をみれば

「従来百刈ヲ以テ一反歩トセンモ、実利面積ハ一・二一反ニシテ実質的ニ低率ナリキ。然ルニ耕地整理後ハ費用負担ヲ名トシテ小作料ヲ實際ノ面積ニツキ定メタル為、急激ニ高率トナレリ、ソノ為八十餘種ノ小作料生ジタルモ、耕地整理費完済後之ヲ改正スルヲ約シ小作人ヲ宥メ居タリキ。

大正十五年——昭和五年間ニ耕地整理費ヲ完済シタルニモ拘ラズ、地主ハ自発的ニ小作料ヲ改正スルモノナカリシモ小作人ハ之ヲ要望シテ居タリキ。

昭和十二年佐藤慶次郎氏講演ヲ行ヒ、小作料ノ低減ヲ示唆セシニヨリ、小作人ハ集团的ニ之ヲ実行セントシタルヲ

以テ、役場、農会、産業組合主催ノモトニ村内ノ一町歩以上ノ地主ヲ集メ、県ヨリ、小作官、特高係官、所轄警察官ノ臨席ヲ仰ギ懇談ノ結果、別紙ノ如キ適正小作料ヲ協定シ地主、小作人共ニ之ガ実行ヲ約シタリ。

その別紙によれば、

「昭和十三年度小作米ニシテ昭和十四年一月十五日以前ニ完納シタルモノニ対シテハ完納ノ際地主ハ小作人ニ対シ左ノ率ニ依ル手当米ヲ交附スルコト。

反当一石一斗以上一石二斗以下ノモノニアリテハ參分

反当一石二斗一升以上一石三斗以下ノモノニアリテハ五

分

反当一石三斗以上ノモノニアリテハ七分」

にすぎなかった。

その三。八榮里村の昭和一〇年に至る小作地率の推移を『県統計書』にみると、大正一五年七七・五%、昭和五年七七・二%、昭和一〇年七七・四%。北平田村でも六八・一%、七〇・五%、七〇・一%で、昭和初期においてもなお庄内田所においては小作地率が漸増していた、といえる。

もっとも、先の第一表の『調査』による昭和一〇年の小作地率は、八榮里村では七七・三%ではほ等しい。しかし、北平田村では六四・六%でかなりの差異があり、再吟味を要するが、

『県統計書』が一応正しいものとすれば、北平田村の小自作、小自作農上層の形成はいつの時点のものであろうか、という疑問が提起されよう。

以上、『庄内地方米作農村調査』の調査方法上の問題点を指摘し、未だ二カ村にすぎないが、再集計結果に基づいて「地主自作」「地主小自作」等の概念を導人しながら、その農村農民の階級階層構成について分析を進めてみた。

その結果として、山田博士が『調査』結果に基づいていわれる意味で、庄内農村が「安定的・整合的」であった、ということについてはかなりの疑問がもたれる。

むしろ事例的にはあるが、第八表の耕地整理等による畑、原野の水田化と中大地主層の形成増大過程、またその下への多数の零細、中層規模農家層の包含等、「著しく」とはいえないにしても、なお明治末大正期庄内農業は、「八地主的土地所有Vの段階的地位」のもとで「若さと展開とを併有し」（山田博士『前掲書』九三、七二頁）、その残響は昭和初期にまである程度ひきつづいていたのではなからうか。

そのことが『調査』によれば、自作農と地主自作農が共通利益と一定の勢力配置のもとで、庄内農業をあたかも「安定的・整合的」かに現象させていたのではなからうか。

第8表 大和村耕地整理前後の地目構成の変化と農民層の構成

				耕地整理前	耕地整理後	同左増減指数					
				町	町	%					
(A)	耕地整理前後の地目変化	出		543 4	886. 7	163. 2					
		畑		196 2	54. 5	27. 8					
		その他		143 0	126. 6	88 5					
		計		882. 6	1,067. 8	120 4					
				5反未満	5反～1町	1～3	3～5	5～10	10～50	50町以上	計
(B)	耕地所有規模別戸数(戸)	明治41～43	160	100	30	11	5				306
		大正 6～ 7	156	103	31	15	3	2			310
		大正 15	141	40	64	23	13	6	2		289
		昭和 5	133	53	70	20	12	5	2		295
		昭和 10	148	61	78	18	14	6	2		327
				5反未満	5反～1町	1～2	2～3	3～5	5町以上	計	
(C)	耕地耕作規模別農家戸数(戸)	明治41～43	11	30	50	50	160	5	306		
		大正 6～ 7	18	31	51	52	156	5	313		
		大正 15	88	65	86	84	99	15	437		
		昭和 5	55	74	100	98	95	6	428		
		昭和 10	99	83	101	89	99	6	477		

- 注1. 以上は、いずれも前掲『満洲農業移民母村経済実態調査——山形県東田川郡大和村——』（昭和16年2月）による。
2. 耕地整理は明治40年～大正9年にわたって行なわれたものである。
3. なお、大和村の昭和14年の小作地率は72%、その内訳は在村地主が総耕地の16%、不在村地主が27%を所有し、本問家の所有は昭和21年45町歩である。